

様式 1 公表されるべき事項

独立行政法人日本貿易振興機構(法人番号2010405003693)の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当機構は対日直接投資やスタートアップの海外展開等を通じたイノベーション創出支援や、農林水産物・食品の輸出促進、中堅・中小企業等の海外展開支援に取り組むとともに、調査や研究を通じ我が国企業活動や通商政策に貢献することが求められる。役員には国際機関や国内外要人との会談・折衝のために必要な知識と経験、語学力や交渉力等の資質、通商政策や国内外情勢への精通等が不可欠である。

報酬の支給水準の設定にあたっては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、当機構の職務の特性や国家公務員等の報酬・給与を勘案している。

なお、独立行政法人日本貿易振興機構役員報酬規程(以下「役員報酬規程」という)において、令和5年度の本俸月額は理事長1,098,000円、副理事長945,000円、理事816,000円、監事738,000円と定めている。

② 令和5年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

経済産業大臣からの評価を受け(右記参照)、理事長の業績給の額を決定する。その他役員の業績給の額は、経済産業大臣の評価結果及び役員としての業務に対する業績評価をそれぞれ30%及び70%の割合で勘案し、右記を準用して理事長が決定する。

なお、監事については、業績連動は不相当であるためB評価に固定しており、業績評価は勘案していない。

S評価	200/100
A評価	150/100
B評価	100/100
C評価	50/100
D評価	0/100

③ 役員報酬基準の内容及び令和5年度における改定内容

理事長

役員報酬支給基準は、基本俸給、通勤手当、賞与、業績給から構成されており、役員報酬規程に則り、以下のとおり算出している。

- ・基本俸給は月例支給額(1,098,000円)に地域付加額(219,600円)を加算して得た額としている。
- ・賞与は、(月例支給額+地域付加額)×100分の161に、6月に支給する場合において100分の50、12月に支給する場合において100分の50を乗じ、さらに基準日以前6カ月以内の期間における在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。
- ・業績給は、月例支給額に100分の280を乗じて得た額に、経済産業大臣の評価結果(上記②参照)に則した割合を乗じて得た額としている。在職期間に基づき日割り計算をする際は、業績給の額を365で除した額を1日分としている。

なお、令和5年度は、人事院勧告において国家公務員指定職の期末・勤勉手当を増改定する勧告がなされたことを踏まえ、賞与における係数を100分の155から100分の161へ、業績給における係数を100分の273から100分の280へ変更した。

副理事長

役員報酬支給基準は、基本俸給、通勤手当、賞与、業績給から構成されており、役員報酬規程に則り、以下のとおり算出している。

・基本俸給は月例支給額(945,000円)に地域付加額(189,000円)を加算して得た額としている。

・賞与は、(月例支給額＋地域付加額)×100分の161に、6月に支給する場合において100分の50、12月に支給する場合において100分の50を乗じ、さらに基準日以前6カ月以内の期間における在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

・業績給は、月例支給額×100分の280×100分の30×経済産業大臣の評価結果に則した割合(上記②参照)＋月例支給額×100分の280×100分の70×役員としての業務に対する業績評価割合(上記②に準ずる)により算出した額としている。在職期間に基づき日割り計算をする際は、業績給の額を365で除した額を1日分としている。

なお、令和5年度は、人事院勧告において国家公務員指定職の期末・勤勉手当を増改定する勧告がなされたことを踏まえ、賞与における係数を100分の155から100分の161へ、業績給における係数を100分の273から100分の280へ変更した。

理事

役員報酬支給基準は、基本俸給、通勤手当、賞与、業績給から構成されており、役員報酬規程に則り、以下のとおり算出している。

・基本俸給は月例支給額(816,000円)に地域付加額(163,200円)を加算して得た額としている。

・賞与は、(月例支給額＋地域付加額)×100分の161に、6月に支給する場合において100分の50、12月に支給する場合において100分の50を乗じ、さらに基準日以前6カ月以内の期間における在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

・業績給は、月例支給額×100分の280×100分の30×経済産業大臣の評価結果に則した割合(上記②参照)＋月例支給額×100分の280×100分の70×役員としての業務に対する業績評価割合(上記②に準ずる)により算出した額としている。在職期間に基づき日割り計算をする際は、業績給の額を365で除した額を1日分としている。

なお、令和5年度は、人事院勧告において国家公務員指定職の期末・勤勉手当を増改定する勧告がなされたことを踏まえ、賞与における係数を100分の155から100分の161へ、業績給における係数を100分の273から100分の280へ変更した。

理事
(非常勤)

役員報酬規程に則り、非常勤役員手当を支給することとしており、非常勤理事の非常勤役員手当は月額361,000円としているが、該当者はいない。

なお、令和5年度において、非常勤役員手当の改定は行っていない。

監事

役員報酬支給基準は、基本俸給、通勤手当、賞与、業績給から構成されており、役員報酬規程に則り、以下のとおり算出している。

・基本俸給は月例支給額(738,000円)に地域付加額(147,600円)を加算して得た額としている。

・賞与は、(月例支給額＋地域付加額)×100分の161に、6月に支給する場合において100分の50、12月に支給する場合において100分の50を乗じ、さらに基準日以前6カ月以内の期間における在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

・業績給は、月例支給額×100分の280に、評価結果がB評価である場合の割合(上記②参照)を乗じて得た額としている。在職期間に基づき日割り計算をする際は、業績給の額を365で除した額を1日分としている。

なお、令和5年度は、人事院勧告において国家公務員指定職の期末・勤勉手当を増改定する勧告がなされたことを踏まえ、賞与における係数を100分の155から100分の161へ、業績給における係数を100分の273から100分の280へ変更した。

監事
(非常勤)

役員報酬規程に則り、非常勤役員手当を支給することとしており、非常勤監事の非常勤役員手当は月額140,000円としている。

なお、令和5年度において、非常勤役員手当の改定は行っていない。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和5年度年間報酬等の総額					就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
A理事長	千円 17,217	千円 13,176	千円 1,406	千円 2,635	2,635 (地域付加額)			※
A副理事長	千円 12,220	千円 5,670	千円 5,296	千円 1,254	1,134 (地域付加額) 120 (通勤手当)		9月30日	◇
B副理事長	千円 7,750	千円 5,670	千円 946	千円 1,134	1,134 (地域付加額) 0 (通勤手当)	10月1日		◇
A理事	千円 17,395	千円 9,792	千円 5,394	千円 2,208	1,958 (地域付加額) 250 (通勤手当)			※
B理事	千円 10,159	千円 4,896	千円 4,177	千円 1,085	979 (地域付加額) 106 (通勤手当)		9月30日	◇
C理事	千円 6,767	千円 4,896	千円 817	千円 1,053	979 (地域付加額) 74 (通勤手当)	10月1日		◇
D理事	千円 7,258	千円 2,448	千円 4,177	千円 633	489 (地域付加額) 143 (通勤手当)		6月30日	◇
E理事	千円 9,874	千円 7,344	千円 817	千円 1,712	1,468 (地域付加額) 243 (通勤手当)	7月1日		◇
F理事	千円 10,481	千円 4,896	千円 4,605	千円 979	979 (地域付加額)		9月30日	※
G理事	千円 6,160	千円 4,896	千円 245	千円 1,019	979 (地域付加額) 40 (通勤手当)	10月1日		※
H理事	千円 16,998	千円 9,792	千円 4,995	千円 2,211	1,958 (地域付加額) 252 (通勤手当)			※
I理事	千円 15,184	千円 9,792	千円 3,281	千円 2,110	1,958 (地域付加額) 152 (通勤手当)			※
A監事	千円 5,402	千円 2,113	千円 2,773	千円 515	422 (地域付加額) 92 (通勤手当)		6月27日	※
B監事	千円 8,815	千円 6,742	千円 591	千円 1,480	1,348 (地域付加額) 132 (通勤手当)	6月28日		※
C監事 (非常勤)	千円 400	千円 400	千円 0	千円 0			6月27日	
D監事 (非常勤)	千円 1,279	千円 1,279	千円 0	千円 0		6月28日		
B理事長	千円 4,599	千円 0	千円 4,599	千円 0				※
J理事	千円 1,714	千円 0	千円 1,714	千円 0				※

注1:報酬(給与)、賞与、その他(内訳)の端数を千円未満切り捨て処理後に総額を表示。

注2:賞与には業績給を含む。

注3:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、総額を記入している。

注4:「地域付加額」とは民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注5:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「※」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、該当がない場合は空欄

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

理事長	当機構は対日直接投資やスタートアップの海外展開等を通じたイノベーション創出支援や、農林水産物・食品の輸出促進、中堅・中小企業等の海外展開支援に取り組むとともに、調査や研究を通じ我が国企業活動や通商政策に貢献することが求められる。 理事長には、当機構を代表して組織を運営する責務に加え、国際機関や国内外要人との会談・折衝のために必要な知識と経験、語学力や交渉力等の能力、通商政策や国内外情勢への精通等が求められる。 報酬水準として国家公務員指定職を考慮している。なお、当機構と同程度の規模の民間企業の報酬等は以下のとおり。 令和5年8月に人事院から公表された民間企業における役員報酬調査によると、企業規模500人以上1000人未満(公表されている最小の企業規模区分)の副社長の年間報酬額は、34,692千円である。
副理事長	令和5年8月に人事院から公表された民間企業における役員報酬調査によると、企業規模500人以上1000人未満(公表されている最小の企業規模区分)の専務取締役の年間報酬額は、27,332千円である。
理事	令和5年8月に人事院から公表された民間企業における役員報酬調査によると、企業規模500人以上1000人未満(公表されている最小の企業規模区分)の常務取締役の年間報酬額は、23,073千円である。
理事 (非常勤)	該当者なし
監事	令和5年8月に人事院から公表された民間企業における役員報酬調査によると、企業規模500人以上1000人未満(公表されている最小の企業規模区分)の取締役の年間報酬額は、17,738千円である。
監事 (非常勤)	監事(常勤)の年間報酬額を踏まえ、勤務日数を勘案した報酬水準としている。

【主務大臣の検証結果】

当該機構の役員には、組織を運営する責務に加え、国際機関や国内外要人との会談・折衝のために必要な知識と経験、語学力や交渉力等の資質、通商政策や国内外情勢への精通等が求められており、それに見合った適切な処遇が必要である。また、役員報酬には、主務大臣の業績評価が反映される制度となっており、今回の金額についても、その結果を反映したものであり、適正であると認める。

当該機構においては、報酬等の支給の基準について、国家公務員・民間企業の報酬・給与等を考慮するなど、適正確保に向けた取組を行っており、経済産業省としてもそうした取組を促しつつ、支給水準の適正性について注視していく。

4 役員の退職手当の支給状況(令和5年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
理事長	千円 6,730	年 4	月 0	令和5年3月31日	1.2	*
副理事長	千円 該当者なし	年	月			
理事A	千円 1,146	年 1	月 0	令和4年9月30日	1.1	※
監事	千円 該当者なし	年	月			

注1:端数を千円未満切り捨て処理後に総額を表示。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
理事長	「独立行政法人の役員の退職金にかかる業績勘案率の算定ルール」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、在職期間中の法人業績の評定を用いて算定した結果、経済産業大臣が業績勘案率を「1.2」と決定した。
副理事長	該当者なし
理事A	「独立行政法人の役員の退職金にかかる業績勘案率の算定ルール」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、在職期間中の法人業績の評定を用いて算定した結果、経済産業大臣が業績勘案率を「1.1」と決定した。
監事	該当者なし

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

業績給の仕組みについては、上記1. ②のとおり。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

目標管理型の人事評価制度により、職員の個人業績および能力の発揮度合を処遇に反映するとともに、人事院勧告等を参考に、社会一般の情勢に適合した給与水準となるよう努める。

職員の給与水準を検討するにあたり、厚生労働省が実施している「賃金構造基本統計調査」を参考としている。当機構は商社やシンクタンクなどと人材確保の点で競合するが、令和4年の同調査によれば、商社を含む中分類「各種商品卸売業」、シンクタンクを含む中分類「学術・開発研究機関」に該当する民間企業（いずれも10人以上の企業計）の年間平均給与は、それぞれ11,695千円（大学卒）、8,163千円（大学院卒）となっている。なお、当機構の年間平均給与（事務・技術、研究、プロモーション職の平均）は8,210千円である。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方（業績給の仕組み及び導入実績を含む。）

管理職及び非管理職の個人業績の評価結果を、賞与の「業績給」部分に反映させている。

＜賞与における個人業績反映部分の割合＞

事務職・研究職：管理職 50%、非管理職 40%

プロモーション職：管理職 90%、非管理職 80%

また、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）において、法人評価結果を役職員の処遇等に活用すること等についても留意することが示されたのを踏まえ、平成27年度評価の反映分から、法人業績評価結果も業績給部分に反映させている。

③ 給与制度の内容及び令和5年度における主な改定内容

独立行政法人日本貿易振興機構職員給与規程に則り、本俸、扶養手当、職責手当、超過勤務手当、特別都市手当、広域異動手当、住居手当、寒冷地手当、通勤手当、単身赴任手当、賞与としている。

賞与については、固定部分と業績給の部分からなる（支給：6月、12月）。賞与の固定部分の額は、それぞれの基準日現在における本俸、扶養手当、特別都市手当、広域異動手当の月額合計額を基礎額として、支給係数のうち固定部分の割合を乗じた額に、基準日以前6ヵ月間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別に定める割合を乗じて得た額とする。

業績給の額は、それぞれの基準日現在における本俸、特別都市手当、広域異動手当の月額合計額を基礎額として、業績給の割合を乗じた額に、基準日以前におけるその者の勤務期間の区分に応じて別に定める割合を乗じて得た額に、支給係数のうち職員各人の業績評価に応じて0.8から1.2の間の評価係数を乗じた額に、法人の業績評価に応じて0.9から1.1の間の評価係数（ただし6月に支給する業績給の法人評価係数は1.0とする）を乗じた額とする。

日本食品海外プロモーションセンターの事業を推進するため、令和元年度よりプロモーション職にカテゴリー・マネージャーの職務を新設し、賞与に別に定める調整係数を適用して、高度な専門能力を発揮し成果を上げた場合に、相応の民間レベルの給与を支給することとした。

令和5年度における主な改定は、以下のとおり。

- ・国家公務員の給与改定の動向を踏まえ、12月に本俸を4月に遡って引き上げた（平均改定率1.1%）。
- ・賞与の支給係数を0.1ヵ月引き上げた（年4.4ヵ月→4.5ヵ月）。
- ・業績給の算定における法人業績評価係数の割合を0.8～1.2から0.9～1.1に変更した。
- ・外国政府等との交渉経験その他高度な知見を有する者として理事長が定める海外事務所長の海外本俸を定めた。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	令和5年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 610	歳 44.0	千円 8,210	千円 5,940	千円 146	千円 2,270
事務・技術	人 504	歳 43.0	千円 8,027	千円 5,817	千円 149	千円 2,210
研究職種	人 100	歳 48.6	千円 9,029	千円 6,486	千円 131	千円 2,543
プロモーション職	人 6	歳 47.7	千円 9,914	千円 7,129	千円 159	千円 2,785
在外職員	人 198	歳 45.1	千円 14,863	千円 13,153	千円 0	千円 1,710
任期付職員 (年俸制適用者を除く)	人 122	歳 58.2	千円 4,686	千円 3,462	千円 198	千円 1,224
事務・技術	人 122	歳 58.2	千円 4,686	千円 3,462	千円 198	千円 1,224
任期付職員 (年俸制)	人 5	歳 42.3	千円 7,996	千円 6,634	千円 166	千円 1,362
研究職	人 5	歳 42.3	千円 7,996	千円 6,634	千円 166	千円 1,362
プロモーション職	人	歳	千円	千円	千円	千円
再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円

注: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

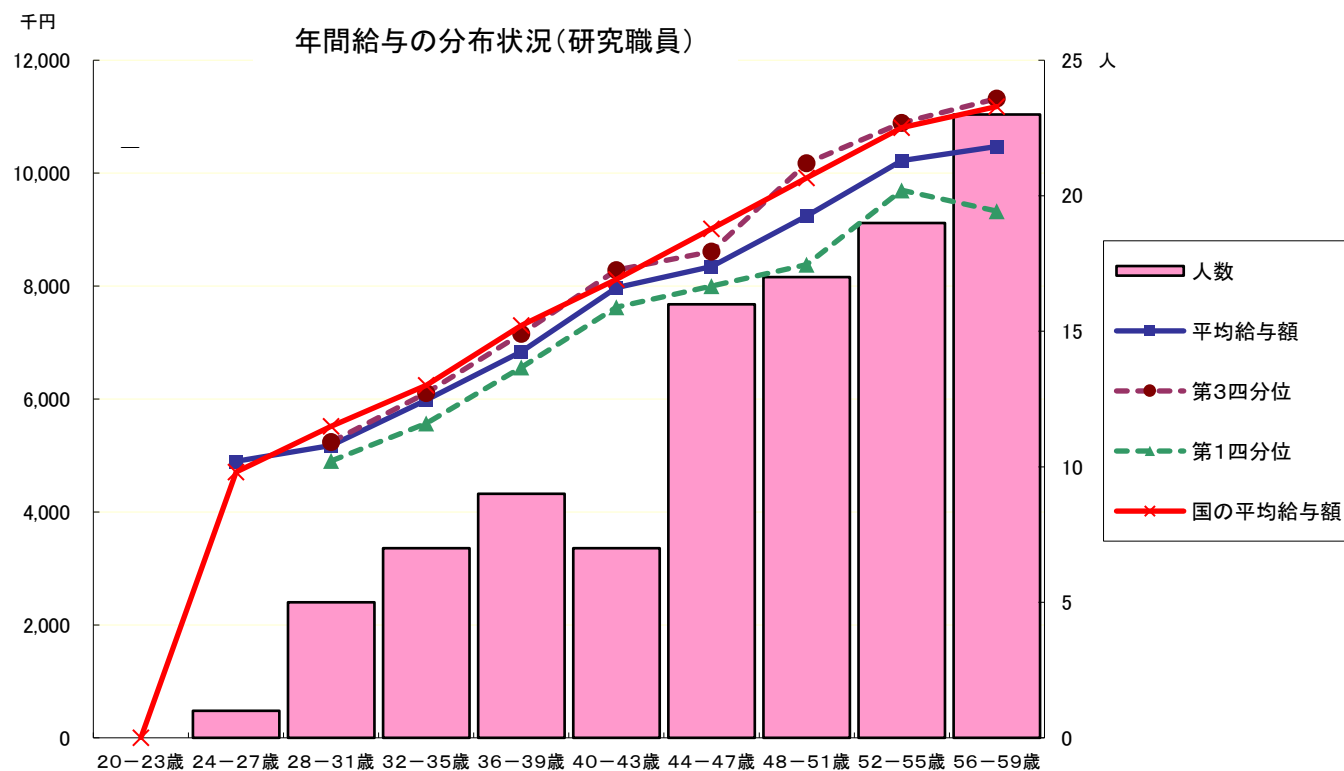
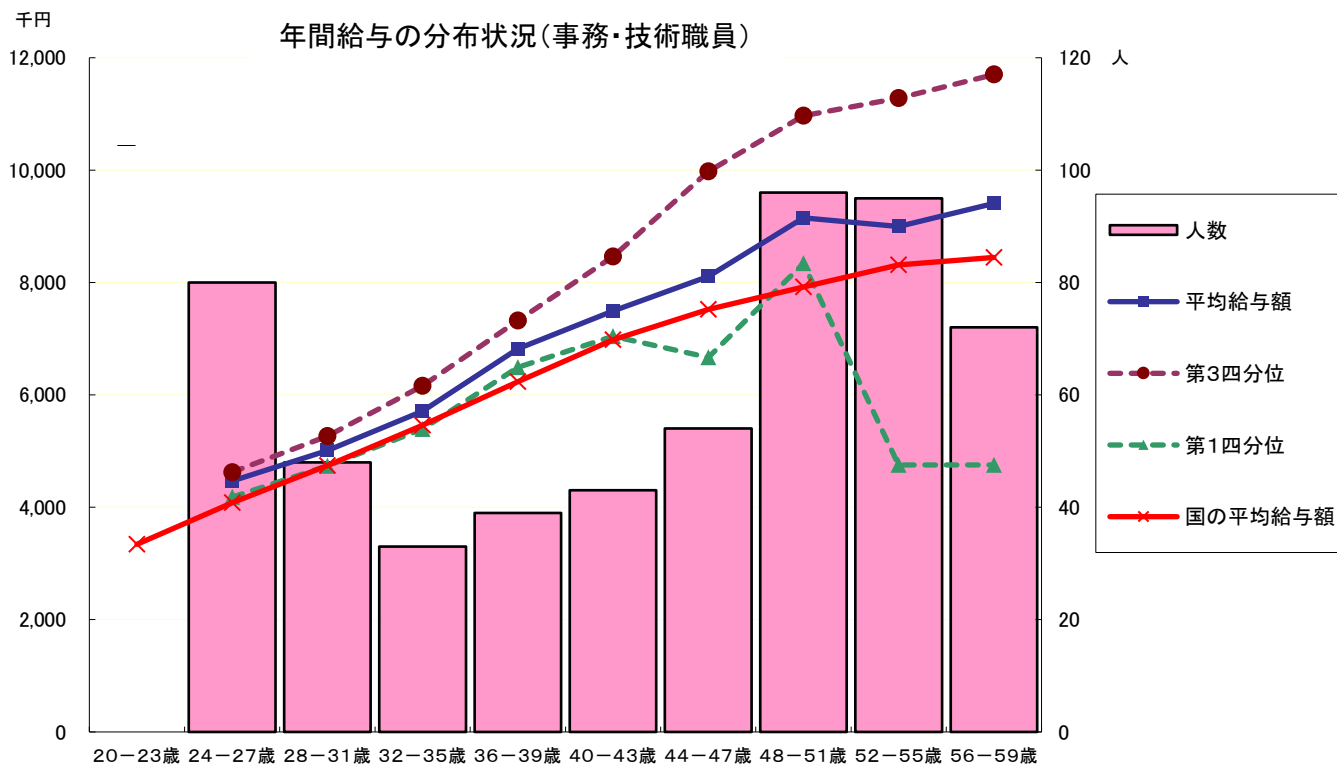
注2: 非常勤職員及び再任用職員については、該当者がいないため記入欄を省略。

注3: 医療職種(病院医師及び病院看護師)及び教育職種(高等専門学校教員)の各職種は該当者がいないため記入欄を省略。

注4: 「プロモーション職」とは、農林水産物・食品の海外プロモーションに関する専門的業務を行う職種を指す。

注5: 任期付職員(年俸制適用者)のプロモーション職及び再任用職員の事務・技術職については、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載せず、全体の数値からも除外している。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)
〔在外職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。〕



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

注2:任期付職員を含む。また、研究職員には年俸制適用者を含む。以下、④まで同じ。

注3:研究職員の24-27歳の階層は該当者が4名以下のため 第1・第3四分位折れ線を表示していない。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額		
			平均	最高～最低	
代表的職位	人	歳	千円	千円	
・本部部長	20	53.6	12,033	12,825 ～	11,342
・地方部長	11	57.3	12,161	12,843 ～	11,611
・本部課長	100	52.2	10,800	12,264 ～	8,591
・地方課長	55	51.8	10,510	12,168 ～	8,568
・本部課長補佐	89	44.6	8,107	9,871 ～	6,531
・地方課長補佐	5	39.5	7,206	7,938 ～	6,972
・本部係員	225	42.2	4,945	9,870 ～	4,157
・地方係員	121	44.4	5,089	9,140 ～	3,876

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額		
			平均	最高～最低	
代表的職位	人	歳	千円	千円	
・研究部長	10	58.1	11,587	13,200 ～	10,566
・研究課長	35	53.8	10,319	11,322 ～	8,357
・研究員	60	43.5	7,532	9,328 ～	4,897

④ 賞与(令和5年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 50.6	% 49.2	% 49.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 49.4	% 50.8	% 50.2
	最高～最低	% 52.4～39.2	% 53.6～41.2	% 53.0～40.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 71.0	% 69.6	% 70.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 29.0	% 30.4	% 29.7
	最高～最低	% 50.0～0	% 51.2～0	% 50.6～0

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 50.9	% 49.7	% 50.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 49.1	% 50.3	% 49.7
	最高～最低	% 52.4～0	% 53.6～0	% 53.0～0
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 60.1	% 58.6	% 59.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 39.9	% 41.4	% 40.7
	最高～最低	% 50.0～34.8	% 50.0～35.9	% 50.0～35.4

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	・年齢勘案 109.9 ・年齢・地域勘案 101.9 ・年齢・学歴勘案 106.9 ・年齢・地域・学歴勘案 99.5
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	令和5年度のラスパイレス指数(年齢・地域・学歴勘案)は、99.5となった。対国家公務員指数(年齢勘案)が109.9と国家公務員の水準に比べて高くなっているのは、大卒者の割合が高いこと、在職地域が本部(東京)等の都市部に集中していることが主因となっている。 本部勤務の割合が約7割と高いことに加え、地方において増加する海外展開支援事業に必要な体制強化のため、50にのぼる国内拠点に人員を配置しており、その人員の大半が本部から異動して勤務し、国の制度を準用した異動保障制度の対象となっている。
給与水準の妥当性の 検証	【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合】90 % (国からの財政支出額 608億円、支出予算の総額 670億円:令和5年度) 【累積欠損額 0円(令和5年度決算)】 【管理職の割合】 33.2% (常勤職員560人中186人) 【大卒以上の高学歴者の割合】 93.8% (常勤職員560人中525人) 【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 30.1%】 (支出総額499億円、給与・報酬等支給総額150億円:令和5年度決算) (法人の検証結果) 当機構は、語学力や専門性の高い優れた人材を登用する必要があり大卒以上の高学歴者の割合が高いこと、在職地域が都市部に集中していることなどの要因により、対国家公務員指数(年齢勘案)が高くなる傾向にある。給与水準の適正化に向けて、一般事務等を行う常勤嘱託員の採用など雇用形態の多様化を通じた職員構成の見直しを行ってきたところ、対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)は平成26年度以降99～101ポイント台で推移してきた。令和5年度には99.5となり、給与水準は概ね妥当であると考え。 (主務大臣の検証結果) 当該機構の事務・技術職員の対国家公務員指数は高くなっているが、当該機構の業務を遂行するためには、高い語学力、海外での交渉に必要とされる異文化への高い順応性、国際情勢への精通、貿易投資に関する高度な知識が必要となるなど、専門性の高い優れた人材を登用する必要がある等に鑑みるとやむを得ない面もある。引き続き、常勤嘱託職員の採用による雇用形態の多様化等の取組を進めていく必要があると考える。
講ずる措置	中期計画に掲げる業務遂行のため、雇用形態の多様化、効率的かつ効果的な人員配置に引き続き取り組んでいく。

○研究職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	・年齢勘案 94.0 ・年齢・地域勘案 95.0 ・年齢・学歴勘案 93.8 ・年齢・地域・学歴勘案 95.0
給与水準の妥当性の 検証	(法人の検証結果) 対国家公務員指数(年齢勘案)は94.0、年齢・地域・学歴勘案でも95.0と100を下回っており、給与水準は妥当であると考ええる。 (主務大臣の検証結果) 当該機構の研究職員の対国家公務員指数はいずれも100を下回っていることから、給与水準は適正であると考ええる。

○比較対象職員の状況

・事務・技術職員

①表(職種別支給状況)の常勤職員欄の504人及び任期付職員欄の122人 計626人
626人の平均年齢46.0歳、平均年間給与額7,376千円
(*626人のうち66人は60歳以上のため、実際の比較対象者は560人)

・研究職員

①表(職種別支給状況)の常勤職員欄の100人及び任期付職員の5人 計105人
105人の平均年齢48.3歳、平均年間給与額8,980千円

4 モデル給与

(扶養親族がない場合)

○22歳(大卒初任給)

月額 215,100円、年間給与 3,210,368円

○35歳(本部課員)

月額 378,594円、年間給与 6,331,986円

○50歳(本部課長)

月額 633,156円、年間給与 10,669,348円

※扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者6,500円、子1人につき10,000円)を支給。

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

上記1. ②のとおり。

職員の個人業績評価結果及び法人業績評価結果を、賞与の「業績給」部分に反映させている。

Ⅲ 総人件費について

区 分	令和5年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 15,062,238
退職手当支給額 (B)	千円 621,561
非常勤役職員等給与 (C)	千円 3,187,851
福利厚生費 (D)	千円 2,908,300
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 21,779,952

注1: 中期目標期間の開始年度である当該年度のみを記載している。

注2: 財務諸表の付属明細書における「役員及び職員の給与の明細」については、通勤手当が含まれていないため、本表とは一致しない。

総人件費について参考となる事項

「給与、報酬等支給総額」対前年度比:104%

- ・職員数の増加
- ・国家公務員の給与改定の動向を踏まえた本俸、賞与支給係数の引き上げ
- ・外務公務員の在勤基本手当額を参考とした在勤基本手当の引き上げ
- ・海外労務費の増(為替の影響等) 等による。

「退職手当支給額」対前年度比:109%

- ・退職者数の増加 等による。

「非常勤役職員等給与」対前年度比:113%

- ・プロジェクト実施のための業務委託費(派遣)の増加 等による。

「福利厚生費」対前年度比:109%

- ・給与、報酬等支給総額等の増加に連動した社会保険料の増加
- ・社会保険料率の引き上げ 等による。

「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成29年11月27日閣議決定)を踏まえ、役職員の退職手当について以下の措置を講じている。

・役員

国家公務員の退職手当調整率の改正(87/100→83.7/100)に準じて、平成30年1月1日以降退任する役員の退職手当にかかる支給係数を10.875/100(=12.5×87/100)から10.4625(=12.5×83.7/100)に変更した。

・職員

国家公務員の退職手当調整率の改正(87/100→83.7/100)に準じて、平成30年3月23日以降退職する職員の退職手当の調整率を100分の87から100分の83.7に変更した。

Ⅳ その他

常勤職員の定年年齢は、事務・技術職、研究職及びプロモーション職のいずれにおいても60歳である。